



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則（県民投票推進課）…………… 1

規 則

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第73号

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例（平成30年沖縄県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格者名簿)

第2条 知事は、条例第5条第2項の投票資格者名簿（以下「名簿」という。）の調製及び保管の任に当たるものとし、条例第4条第2項に規定する告示の日（以下「告示日」という。）に投票区ごとに名簿を調製するものとする。

2 知事は、告示日の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項及び第2項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有する者を名簿に登録しなければならない。

3 名簿には、前項に規定する者の住所、氏名、生年月日、性別等を記載しなければならない。

(登録の確認及び異議の申出)

第3条 知事は、告示日の翌日に、特定の者が名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、条例第5条に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）から名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に名簿の抄本を閲覧させなければならない。

2 前項の申出は、名簿の抄本の閲覧の申出をする者並びに名簿に登録された者であるかどうかの確認が必要な者の氏名及び住所並びに名簿の抄本の閲覧により知り得た事項の利用の目的を明らかにしてしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 投票資格者は、名簿の登録に関し不服があるときは、当該登録が行われた日の翌日に、文書で知事に異議を申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに名簿に登録し、又は名簿から抹消し、その旨を前項の規定により異議を申し出た者（次項において「異議申出人」という。）及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。

6 知事は、第4項の規定による異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

(補正登録)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により名簿の調製をした日後、当該調製の際に名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに名簿に登録しなければならない。

(訂正等)

第5条 知事は、名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

第6条 知事は、名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに名簿から抹消しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(名簿の保存)

第7条 名簿の抄本は、知事において、条例第4条第2項の県民投票の期日（以下「投票日」という。）から1年間保存しなければならない。

(投票区)

第8条 投票区は、平成30年9月30日執行の沖縄県知事選挙（次条第7項において「知事選」という。）の投票区とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の投票区と異なる投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により投票区を設けたときは、知事は、直ちに告示しなければならない。

(投票管理者等)

第9条 各投票所に、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、投票資格者の中から知事の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
- 4 投票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。
- 5 知事は、1以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、当該投票区以外の投票区に属する投票人（投票資格者で、名簿に登録されているものをいう。以下同じ。）がした第39条の規定による投票に関する事務のうち第48条の規定により指定投票区の投票管理者に送致されたものに係る第50条、第51条及び第53条に規定する投票管理者の事務を行わせることができる。
- 6 知事は、前項の規定により投票区を指定する場合には、当該指定する投票区（以下「指定投票区」という。）の属する開票区に属する投票区であって、同項の規定により当該指定投票区の投票管理者が行うもの（以下「指定関係投票区」という。）を併せて定めなければならない。
- 7 知事は、知事選と異なる投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区に定めたときは、直ちにこれを告示しなければならない。

(投票立会人)

第10条 知事は、各投票区における名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日前3日までに、本人に通知しなければならない。

- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、その投票区における名簿に登録された者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。
- 3 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票所)

第11条 投票所は、知事の指定した場所に設ける。

(投票所の開閉時間)

第12条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、知事は、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

- 2 知事は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票所の告示)

第13条 知事は、投票日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、投票日を除くほか、知事は、同項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第14条 知事は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

2 知事は、投票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第15条 知事は、第9条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(投票立会人の氏名等の通知)

第16条 知事は、投票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名をその投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票管理者への名簿の送付)

第17条 知事は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、その投票区の区域に係る名簿又はその抄本を送付しなければならない。

2 知事は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに、その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る名簿又はその抄本を送付しなければならない。

(名簿の登録と投票)

第18条 名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 名簿に登録された者であっても名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(住所移転者の投票)

第19条 名簿に登録されている者は、他の市町村の区域内に住所を移した場合においてなお投票の資格を有するときは、現に名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

(従前の投票区の投票所における投票)

第20条 日本国民たる年齢満18年以上の者で県内の1の市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き県内に住所を有するもの（以下「県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人」という。）が、従前住所を有していた現に名簿に登録されている投票区において投票をする場合には、条例第6条第2項に規定する名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き県内に住所を有することを証するに足りる文書を提示しなければならない。

2 前項の規定により投票をしようとする者は、知事に対して、引き続き県内に住所を有する旨の証明書の交付を申請することができる。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その者が引き続き県内に住所を有すると認めるときは、直ちに同項の証明書を交付しなければならない。

(投票所入場券及び到着番号札の交付)

第21条 知事は、特別の事情がない限り、告示日以後できるだけ速やかに投票人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

2 投票管理者は、投票所における事務の処理のために必要があると認める場合においては、投票所の入口において投票人に到着番号札を交付することができる。

(投票用紙の交付及び様式)

第22条 投票用紙は、投票日に、投票所において投票人に交付しなければならない。

2 投票用紙の様式は、知事が別に定める。

(投票記載の場所の設備)

第23条 知事は、投票所において投票人が投票の記載をする場所について、他人がその投票人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられないことのないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第24条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部の蓋に各々異なった2以上の錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第25条 投票管理者は、投票人が投票をする前に、投票所内にいる投票人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付)

第26条 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票人が名簿に登録されている者であることを名簿又はその抄本と対照して確認した後（県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が、従前住所を有していた現に名簿に登録されている投票区において投票をしようとするものにあつては、併せて、その者について、第20条第1項の規定により提示された引続居住証明書類（同項に規定する引き続き県内に住所を有することを証するに足りる文書をいう。以下同じ。）を確認した後）に、当該投票人に投票用紙を交付しなければならない。

(投票用紙の引換え)

第27条 投票人は、誤って投票用紙を汚損した場合においては、投票管理者に対して、その引換を請求することができる。

(投票用紙の投入)

第28条 第31条第1項に規定する代理投票の場合を除くほか、投票用紙は、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票人が自ら投票箱に入れなければならない。

(点字投票)

第29条 条例第7条第1項の規定によって目が見えない者が投票に関する記載に使用することができる点字は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第39条第1項の点字とする。

2 目が見えない投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

(投票人の確認及び投票の拒否)

第30条 投票管理者は、投票をしようとする投票人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

3 前項の決定を受けた投票人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

4 前項の投票は、投票人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

5 投票立会人において異議のある投票人についても、また前2項と同様とする。

6 投票管理者は、第1項の規定によって、投票人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、投票人に読み聞かせた上、投票人にこれに署名させなければならない。この場合において、投票人が心身の故障その他の事由により自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作成させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならない。

7 前項の規定による宣言書は、投票録に添付しなければならない。

(代理投票)

第31条 心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、前条第4項及び第5項の規定にかかわらず、条例第7条第2項の規定により投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

3 投票管理者は、第1項の規定によって心身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した投票人

がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

- 4 前項の決定を受けた投票人がその決定に不服である場合においては、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。
- 5 投票管理者は、第3項に規定する投票人が代理投票をすることについて投票立会人に異議がある場合においては、その投票人に仮に投票をさせなければならない。
- 6 前2項の場合においては、投票管理者は、第2項の規定により、投票用紙に○の記号を記載した者に、その投票人及び投票立会人の面前においてその投票用紙を封筒に入れて封をさせ、かつ、仮投票用封筒の表面に投票人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れさせなければならない。
(退出させられた者の投票)

第32条 第59条の規定により投票所外に退出させられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、投票管理者は、投票所の秩序を乱すおそれがないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票用紙の返付)

第33条 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は第59条の規定によって退出を命ぜられた投票人は、投票用紙を投票管理者に返さなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第34条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を閉鎖し、投票所にある投票人の投票の終了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

- 2 前項の規定により投票箱を閉鎖すべき場合には、投票管理者は、投票箱の蓋を閉じ、施錠した上、1つの鍵は投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し、他の鍵は投票管理者が保管しなければならない。
- 3 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。
(投票箱の持出しの禁止)

第35条 投票箱は、蓋を閉じた後は、開票管理者に送致する場合のほか、投票所の外に持ち出してはならない。

(投票に関する書類の保存)

第36条 投票に関する書類は、知事において投票日から1年間保存しなければならない。

(繰上投票)

第37条 島その他交通不便の地について、投票日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、知事は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び名簿又はその抄本を送致させることができる。

- 2 知事は、前項の規定により投票の期日を定めた場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。
(期日前投票)

第38条 投票日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、条例第7条第3項の規定により、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- (1) 職務若しくは業務又は葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務(次号において「冠婚葬祭用務」という。)に従事すること。
- (2) 用務(冠婚葬祭用務を除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- (3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥さんじょくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。
- (4) 交通至難の島等(本部町水納島、久米島町奥武島、多良間村水納島若しくは竹富町新城島、宇西表19番地から2476番地までの地域(通称船浮)、宇崎山1番地から895番地までの地域(通称網取)又は鳩間島をいう。)に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- (5) その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- (6) 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

- 2 知事は、2以上の期日前投票所を設ける場合には、1の期日前投票所において投票をした投票人が他の

期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、知事は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。
- 4 知事は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。知事が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。
- 5 第1項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第9条第5項及び第56条の規定は、適用しない。

第10条第1項	各投票区における名簿に登録された者	投票資格者
	2人以上5人以下	2人
	投票日前3日まで	告示日
第10条第2項	投票所	期日前投票所
	その投票区における名簿に登録された者	投票資格者
第15条	氏名	氏名並びにその者が職務を行うべき日
第16条	氏名	氏名並びにその者の投票に立ち会うべき日
	投票所	期日前投票所
第17条	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第21条第2項	投票所	期日前投票所
第22条第1項	投票日に、投票所	第38条第1項の規定による投票の日に、期日前投票所
第23条、第25条、第30条第6項及び第31条第2項	投票所	期日前投票所
第32条	第59条	第38条第6項において準用する第59条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第33条	投票所	期日前投票所
	第59条	第38条第6項において準用する第59条
第34条第1項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第34条第2項	投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人）が保管し、他の鍵は投票管理者が保管	投票管理者の指定した投票立会人が封印を

第34条第3項	できない	できない。ただし、第1項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第35条	開票管理者	知事
	投票所	期日前投票所
	ならない	ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第55条	投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を知事に送致し、当該投票箱等の送致を受けた知事は、投票日に、当該投票箱等を開票管理者

6 第11条から第13条まで及び第57条から第59条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条第1項	午前7時	午前8時30分
第12条第1項 ただし書	投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 (1) 1の市町村に設ける期日前投票所の数が1である場合 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。 (2) 1の市町村に設ける期日前投票所の数が2以上である場合（午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。
第13条第1項	投票日から少なくとも5日前に、投票所	告示日に、期日前投票所の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）
第13条第2項	投票所	期日前投票所
	投票日を除くほか、知事	知事

7 知事は、期日前投票所を設ける場合には、各市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の投票人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

8 投票人は、第1項の規定による投票をしようとする場合においては、同項各号に掲げる事由のうち投票日に自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

(不在者投票)

第39条 前条第1項の投票人の投票については、同項の規定によるほか、条例第7条第3項の規定により、第22条、第30条及び第31条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 公職選挙法施行令第59条の2各号に掲げる者の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、第21条、第27条、第29条、第30条第1項及び第32条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、当該投票用紙を公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3 不在者投票管理者は、知事が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第40条 投票日に第38条第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第3項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第3項及び第43条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第3項及び第43条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第3項及び第43条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは少年鑑別所（以下「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、投票日の前日までに、知事に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 点字によって投票をしようとする投票人は、前項の規定による請求をする際に、知事に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 第43条第3項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者。同条において同じ。）、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。第43条第3項第2号及び同条第4項において同じ。）、少年院の長又は少年鑑別所の長（これらの者が事故があり、又は欠けた場合には、同条第4項の規定により同条第3項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設にあるべき投票人の依頼があった場合には、自ら又はその代理人によって、当該投票人に代わって、知事に対し、文書で第1項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

4 県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が、第1項の規定による請求をする場合又はその者に代わって不在者投票施設の長若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、知事に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）

第41条 前条第1項の規定による請求をする場合には、投票人は、第38条第1項各号に掲げる事由のうち投票日に自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第42条 知事は、第40条第1項又は第3項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票人が投票日に第38条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第40条第1項又は第3項の規定により告示日以前に請求を受けたときは、告示日の翌日（郵便等をもって発送するときは、告示日以前において知事の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 第40条第1項の規定による請求を受けた場合には、投票人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。

- (2) 第40条第3項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 2 知事は、前項第1号の措置をとる場合には、当該投票人について、氏名及び生年月日（当該投票人が、不在者投票施設において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該不在者投票施設の名称）を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、投票人に交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。
- 3 第1項の場合において、第40条第2項又は第3項の規定により点字によって投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた投票人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。
- 4 第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを投票人に渡さなければならない。
(不在者投票管理者)
- 第43条** 第39条第1項に規定する不在者投票管理者は、知事とする。
- 2 公職選挙法施行令第55条第2項の県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第40条第1項の規定による請求をしたもの（第45条第1項において「病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、知事は、当該病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を第39条第1項に規定する不在者投票管理者とすることができる。
- 3 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を第39条第1項に規定する不在者投票管理者とすることができる。
- (1) 公職選挙法施行令第55条第2項の県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第40条第1項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長
- (2) 県内の刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15条第1項の規定により留置されている者 当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置施設の留置業務管理者
- (3) 県内の少年院に収容されている保護処分付された者又は少年鑑別所に収容されている者 当該少年院の長又は当該少年鑑別所の長
- 4 前2項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者が事故があり、又は欠けた場合には、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは少年鑑別所の長の職務を代理すべき者が前2項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。
(投票人が登録されている名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)
- 第44条** 第42条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人（前条第3項第2号及び第3号に掲げる者を除く。）は、その登録されている名簿の属する投票区が所在する市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、告示日の翌日から投票日の前日までに、不在者投票管理者である知事にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入っている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら○の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の場合においては、不在者投票管理者は、投票資格者を立ち合わせなければならない。
- 3 第1項の場合において、不在者投票管理者は、投票人が第31条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせられた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人の立会いの下に他の1人をして投票の記載をする場所におい

て投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

4 第31条第3項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に○の記号を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。

5 第23条の規定は、第1項の規定による投票について準用する。

(病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票の特例)

第45条 第42条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第43条第3項各号に掲げる者は、告示日の翌日から投票日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第2項又は第3項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、前条第1項の規定に準じて投票をしなければならない。

2 不在者投票管理者は、前項の場合において投票人が第40条第1項の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後、投票をさせなければならない。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定による投票について準用する。

4 第23条並びに前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による投票について準用する。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第46条 第39条第2項に規定する者は、第40条第1項の規定による請求をし、又は同条第3項の規定により同条第1項の請求がされた場合を除くほか、投票日前4日までに、知事に対して、当該投票人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書（公職選挙法施行令第59条の3第1項の郵便等投票証明書をいう。以下同じ。）を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 郵便等投票証明書に公職選挙法施行令第59条の3の2第4項の記載を受けている投票人（同条第4項の記載を受けているものを除く。）は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該投票人の署名に代えて、当該投票人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。

3 県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が第1項の規定による請求をする場合には、知事に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、名簿又はその抄本と対照して、直ちに（告示日以前に請求を受けた場合には、告示日以前において知事の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該投票人に郵便等をもって発送しなければならない。

(郵便等による不在者投票の方法)

第47条 前条第4項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、告示日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら○の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、その表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、知事に対し、当該投票人が属する投票区の投票所を閉じる時刻までに次条第2項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

2 第39条第2項の規定による投票をしようとする投票人のうち前条第2項に規定する投票人は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事に届け出た者又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者として記載されている者に投票に関する記載をさせることができる。

3 前項の規定による届出は、代理記載人となる者1人の氏名、住所及び生年月日を記載した文書により行わなければならない。この場合において、当該文書には、次に掲げる文書を添えなければならない。

(1) 郵便等投票証明書

(2) 代理記載人となる者が署名をした代理記載人となることについての同意書及び投票資格者であることを宣誓する書類

(不在者投票の送致)

第48条 不在者投票管理者は、第44条及び第45条の規定により投票を受け取った場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第44条第2項の規定により投票に立ち会った者

にあつては署名又は記名押印を、第45条第3項において準用する第44条第2項の規定により投票に立ち会った者にあつては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを知事へ送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。

- 2 知事は、前条又は前項の規定により投票の送付又は送致を受けた場合には、直ちに、投票及び不在者投票証明書を投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）へ送致しなければならない。

（不在者投票に関する調書）

第49条 知事は、不在者投票事務処理簿を備え、第40条、第42条、第45条、第46条及び前条の規定によつてとつた措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

- 2 知事は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した不在者投票に関する調書を投票区ごとに作成して、これに記名押印し、関係のある投票管理者へ送致しなければならない。
- 3 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合における指定投票区及び指定関係投票区に係る前項の規定の適用については、同項中「投票区ごとに」とあるのは「指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区を通じて」と、「関係のある投票管理者」とあるのは「指定投票区の投票管理者」とする。
- 4 第2項（前項において読み替えて適用される場合を含む。）の規定により不在者投票に関する調書の送致を受けた投票管理者は、当該調書を投票録に添えなければならない。

（投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置）

第50条 投票管理者（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区の投票管理者を除く。次条及び第53条において同じ。）は、投票所を閉じる時刻までに第48条の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票及び不在者投票証明書を一時そのまま保管しなければならない。

（不在者投票の受理不受理等の決定）

第51条 投票管理者は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、前条の規定により保管する投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

- 2 投票管理者は、前項の規定により受理の決定を受けた投票で第44条第4項（第45条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものがある場合には、投票立会人の意見を聴いて、これを拒否するかどうかを決定しなければならない。
- 3 投票管理者は、第1項の規定により受理の決定を受け、かつ、前項の規定により拒否の決定を受けない投票については、投票用封筒を開いて、直ちにこれを投票箱に入れなければならない。
- 4 投票管理者は、第1項の規定により受理すべきでないとして決定された投票又は第2項の規定による拒否の決定を受けた投票については、更にこれをその投票送致用封筒に入れて仮に封をし、その表面に第1項の規定による不受理の決定又は第2項の規定による拒否の決定があつた旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

（不在者投票の手続の変更及び投票用紙の返還等）

第52条 第42条第1項及び第46条第4項の規定により交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所においては、使用することができない。

- 2 投票人は、第42条第1項又は第46条第4項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、不在者投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒（第42条第2項の規定により交付を受けた不在者投票証明書がある場合には、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書。以下この項において同じ。）を投票管理者に返して、条例第6条第2項の規定による投票をすることができるものとし、これらの投票をもしなかったときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒を知事に返さなければならない。

（投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置）

第53条 投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に第48条の規定による投票の送致を受けた場合においては、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取った年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者へ送致しなければならない。

（投票録の作成）

第54条 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しな

なければならない。

(投票箱等の送致)

第55条 投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票日に、その投票箱、投票録及び名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(繰延投票)

第56条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、知事は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、知事は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも2日前に告示しなければならない。

(投票所に入出入し得る者)

第57条 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢18年未満の者をいう。以下この項において同じ。）は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、投票人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなると認め、その旨を投票人に告知したときは、この限りでない。

3 投票人を介護する者その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者についても、前項本文と同様とする。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第58条 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官の処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第59条 投票所において演説討論をし、若しくはけん騒にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出させることができる。

(開票区)

第60条 開票区は、市町村の区域による。

(開票所の設置)

第61条 開票所は、知事の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時を告示)

第62条 知事は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第63条 開票は、全ての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(開票管理者)

第64条 各開票所に開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者の中から知事の選任した者をもって、これに充てる。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

4 開票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第65条 知事は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

2 知事は、開票管理者及びその職務を代行すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合には、直ちに、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第66条 知事は、第64条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(開票立会人)

第67条 各開票区における名簿に登録された者で、開票立会人となる申出をしようとするものは、投票日前3日までに、知事に申し出ることができる。

- 2 前項の規定により申出のあった者が、10人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とし、10人を超えるときは申出のあった者の中から知事がくじで定めた者10人をもって開票立会人としなければならない。
- 3 前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、知事において、あらかじめ告示しなければならない。
- 4 第2項の規定による開票立会人が3人に達しないとき又は投票日の前日までに3人に達しなくなったときは知事において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、その開票区における名簿に登録された者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。
- 5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。
(開票立会人の氏名等の通知)
- 第68条** 知事は、前条第2項の規定により開票立会人が定まった場合又は同条第4項の規定により知事において開票立会人を選任した場合においては、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知しなければならない。
(開票)
- 第69条** 開票管理者は、開票立会人立会いの上、投票箱を開き、まず第30条第3項及び第5項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。
- 2 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所及び期日前投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。
- 3 投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告を受けた後、速やかに当該報告に基づき、県民投票の結果録を作成しなければならない。
(代理投票及び不在者投票の受理の決定)
- 第70条** 開票管理者は、第31条第3項から第6項まで及び第51条第4項の規定の適用を受けた投票については、前条第1項の例によって、これを受理するかどうかを決定しなければならない。
(開票の場合の投票の効力の決定)
- 第71条** 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。
(投票の点検)
- 第72条** 開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者2人に各別に賛成の投票の数及び反対の投票の数を計算させなければならない。
(賛否の投票数の朗読)
- 第73条** 開票管理者は、前条の規定による計算が終わったときは、賛成の投票の数及び反対の投票の数を朗読しなければならない。ただし、その開票所内にいる投票人に周知させるため、掲示その他の必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。
(開票の参観)
- 第74条** 投票人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。
(開票録の作成)
- 第75条** 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。
(開票録の送付)
- 第76条** 開票管理者は、第69条第3項の規定による投票の点検の結果の報告をする場合においては、併せて開票録の写しを送付しなければならない。
(名簿の返付)
- 第77条** 開票管理者は、第69条第3項の規定による報告をした後、直ちに名簿又はその抄本を知事に返付しなければならない。
(点検済の投票等の送付)
- 第78条** 開票管理者は、点検済の投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録並びに開票に関する書類とともに、知事に送付しなければならない。

2 開票管理者は、第53条の規定により送致を受けた投票を、その封筒を開かないで、不受理の決定をした投票とともに、前項の例により、知事に送付しなければならない。

(開票に関する書類等の保存)

第79条 開票に関する書類は、知事において、開票録、投票録及び投票とともに、投票日から1年間保存しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第80条 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、知事において、投票日から1年間保存しなければならない。

(繰延開票)

第81条 第56条前段の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第82条 第57条第1項、第58条及び第59条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(市町村が処理する事務)

第83条 条例第13条の投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、第2条から第17条まで、第20条、第21条、第23条（第44条において準用する場合を含む。）、第38条から第40条まで（第38条第5項の規定により読み替えて適用する第35条及び第55条の規定並びに第38条第6項において準用する第13条の規定を含む。）、第42条から第49条まで（第43条第2項の規定を除く。）、第52条、第61条、第62条、第64条から第68条まで及び第77条から第80条までに規定する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--